

一、 皇國農民同盟會ハ其宗旨ニ根據シテ以テ農業者ノ利益ヲ保護シテ其ノ生活ヲ改良スルニ在リ。其ノ事業ニ關シテハ本會ニ一安月限ノ經費ヲ附シテ之ヲ補助ス。

二、 皇國農民同盟會ハ其宗旨ニ根據シテ以テ農業者ノ利益ヲ保護シテ其ノ生活ヲ改良スルニ在リ。其ノ事業ニ關シテハ本會ニ一安月限ノ經費ヲ附シテ之ヲ補助ス。

三、 皇國農民同盟會ハ其宗旨ニ根據シテ以テ農業者ノ利益ヲ保護シテ其ノ生活ヲ改良スルニ在リ。其ノ事業ニ關シテハ本會ニ一安月限ノ經費ヲ附シテ之ヲ補助ス。

四、 皇國農民同盟會ハ其宗旨ニ根據シテ以テ農業者ノ利益ヲ保護シテ其ノ生活ヲ改良スルニ在リ。其ノ事業ニ關シテハ本會ニ一安月限ノ經費ヲ附シテ之ヲ補助ス。

五、 皇國農民同盟會ハ其宗旨ニ根據シテ以テ農業者ノ利益ヲ保護シテ其ノ生活ヲ改良スルニ在リ。其ノ事業ニ關シテハ本會ニ一安月限ノ經費ヲ附シテ之ヲ補助ス。

六、 皇國農民同盟會ハ其宗旨ニ根據シテ以テ農業者ノ利益ヲ保護シテ其ノ生活ヲ改良スルニ在リ。其ノ事業ニ關シテハ本會ニ一安月限ノ經費ヲ附シテ之ヲ補助ス。

皇國農民同盟會大阪支所

財團法人協同會大阪支所

七、 附 則

隊員ニシテ左ノ一ツニ該當スルモノハ中央司令會ニ於イテ之レヲ除名ス。

本隊ノ十歳及ビ除規、皇國農民同盟會領ニ反レタルモノ。

以 上